

お知らせ

保健予防係からのお知らせ

以下8項目

住民福祉課 保健予防係

☎62-9134

●妊婦一般健康診査を受けましょう

妊娠中に医療機関でお受けになる妊婦一般健康診査について、14回分(超音波検査4回分を含む)を公費で負担していただきます。(医療機関によっては追加費用が必要な場合があります。)

妊婦一般健康診査とは、妊娠中のお母さんの健康状態や、赤ちゃんの発育状態などを定期的に観察する大切な健診です。安心して安全に出産を迎えるためにも、健診は必ず受けましょう。

①母子健康手帳交付時に受診票を交付します。妊娠に気づいたら、早めに保健予防係へ妊娠の届出を行ってください。(妊娠届を医療機関で記載してもらい、届出の際にお持ちください)

②県外の医療機関において妊婦健康診査を受けた場合も健診費用を助成します。最終の受診日から6ヶ月以内に保健予防係へ申請してください。

※受診票は県外医療機関では使えません。未使用の受診票と妊婦健診を受けた医療機関の領収書を申請時に添付してください。助成額は町が定めた金額を上限とします。



●麻しん風しん(混合)の予防接種(追加)を受けましょう

平成20年度より、中学1年生・高校3年生に対して麻しん・風しん予防接種が行われています。過去に麻しん・風しんの予防接種を1回受けていても、感染することがあります。免疫力を強めるため、2回目の予防接種を受けましょう。

①中学1年生(平成11年4月2日〜平成12年4月1日生まれの人)

実施方法 中学校における集団接種

②高校3年生(平成6年4月2日〜平成7年4月1日生まれの人)

実施方法 医療機関における個別接種

※接種料金は①②とも無料です。※対象となる方には、個別または、学校を通じて予防票とお知らせをお送りします。

●行政措置予防接種(子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン)を行います

中学1年生から高校1年生の女子に対する子宮頸がん予防ワクチン、生後2ヶ月齢以上5歳未満のお子さんに對するヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種について行政措置予防接種として全額公費負担により接種を受ける事ができます。

●ロタウイルスワクチン接種費用助成

生後6週以降の乳児に對するロタウイルスワクチンの接種に關し、接種費用の一部を助成します。ワクチン使用に關し、定められた期間内に必要な接種を完了した方に対し、1人当たり15,000円を助成します。

●高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費用助成

75歳以上の方で過去5年間に肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方、または65歳以上の方で慢性疾患を有し、医師が肺炎球菌ワクチン接種の必要性を認めた方で過去5年間に肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方に対し、接種費用について1回3,000円を助成します。

●不妊治療費の一部を助成

不妊治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減のため、治療費の助成を行っています。助成額は不妊治療に要した費用の1/2とし、年間20万円が限度額となります。

なお、長野県が行っている不妊治療費助成事業を申請された場合同一の治療についての助成はできません。また、不妊治療を開始する前に必ず町の事業認定を受ける必要があります。

●新生児聴覚検査費の助成

生まれてくる赤ちゃんの1000人のうち1〜2人は、生まれつき耳の聞こえに障がいを持つと言われていいます。その障がいを早く発見して、適切な援助をしてあげることで赤ちゃんの言葉と心の成長を促します。新生児聴覚検査は、生まれてまもない赤ちゃんの耳の聞こえの状態を調べ、自動的に判定を行う耳の検査です。

町では、全新生児の検査実施を促し、障がいの発見につながるよう、聴覚検査にかかる費用の一部を助成しています。

●マタニティマークの普及

母子健康手帳の交付時に、マタニティマークの入ったステッカーなどを無料で配布しています。このマークは、妊産婦への思いやりを啓発するため、厚生労働省が平成18年3月に発表したものです。このマークを付けている方を見かけたら、電車、バス等で優先して席を譲ったり、階段などでは「何かお手伝いしましょうか?」などの



やさしい一言をかけるなど、皆さんからの思いやりある心遣いをお願いします。

春の全国交通安全運動  
4月6日(金)〜15日(日)

スローガン 「信濃路は ゆとりの笑顔と ゆずりあい」  
運動の基本 「子どもと高齢者の交通事故防止」  
運動の重点 ○歩行・横断中の交通事故防止 ○自転車の安全利用の推進(特に自転車安全利用五則の周知徹底)

○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ○飲酒運転の根絶  
夕暮れ時から夜間にかけて、自宅近くで交通事故にあう方が増えています。また、新入学・新学期的頃は、子どもが交通事故にあう危険も増加します。家族と一緒に、通学路や自宅近くの危険箇所を点検し、地域ぐるみで、富士見町から交通事故をなくしましょう。

南信交通共済

南信交通共済は南信地域の21町村で運営し、交通事故で加入された方が死亡・けが・身体障がい者1〜3級になったとき、見舞金を受け取ることができ、加入はいつでもできる制度です。加入は、月額350円で短期加入の場合は、1ヶ月30円の安い掛金で、入院(2日以上)1日2,000円・治療(3

日以上)1日5000円の見舞金に、基礎見舞金20,000円を加えた額(20万円限度)が支払われます。

また、死亡時には120万円、後遺障害となった場合には別に後遺障害見舞金(30万~40万円)が支払われます。

ご家族の安心のためにも、ぜひ交通共済への加入をお勧めします。

●共済期間 5月1日~平成25年4月30日

●1年加入申込期日 4月27日(金)まで

問 総務課 管財係

092-62625

**運転免許自主返納者に「すずらん号」回数券を交付**

公共交通の利用促進を図り、より安全な生活移動手段への転換を促すことを目的として、運転免許を自主返納した高齢者に「すずらん号」の回数券を交付します。

①対象者 満65歳以上で4月1日以降に運転免許を自主返納した町民の方(一部返納は除く)

②受付期間 4月1日~

③交付までの流れ 茅野警察署で運転免許を自らの申請で返納し、「申請による運転免許の取消通知」(以下、取消通知)の交付を受けてください。その後、産業課に取消通知の写しを持参のうえ、回数券交付申請書に氏名・住所等を記入し、提出してください。

※回数券の交付は1名につき1回となりますのでご注意ください。

問 産業課 商工観光係

092-62628

**林野火災の防止**

平成24年春の山火事予防運動 全国統一標語 「忘れない 山への感謝と 火の始末」

日増しに暖かくなり、過ごし易くなるこの季節ですが、全国各地で火災が多く発生しています。

特に林野火災は、例年この時期に多く発生しており、主な原因は「たき火」「火入れ」「タバコ」です。町内でも昨年の春先に「たき火」「火入れ」による火災が、5件発生し、これに伴う負傷者も出ています。林野火災を未然に防ぐためにも、一人ひとりが火災予防を心がけ、大切な森林を守りましょう。

○枯草のある場所での焚火はやめましょう。  
○風が強い時や、空気の乾燥している時のたき火は止めましょう。

○たき火から離れるときは、完全に火を消しましょう。  
○タバコの投げ捨ては止めましょう。

○土手焼き、焚火をする時は必ず消火用具を用意しましょう。  
○火遊びをするのは絶対に止めましょう。

問 消防課 予防係

092-62628

**新しい在留管理制度開始と 外国人登録法の廃止**

7月9日より新しい在留管理制度が始まり、外国人住民の方にも住民票が発行されます。この制度改正に伴い、これまでの外国人登録証明書は特別永住者証明書(特別永住者の方)及び在留カード(特別永住者を除く外国人住民の方)に変わります。(在留期間が3ヶ月未満の方、在留資格が短期滞在・外交・公用・資格無しの方は対象外です)

●新しいカード等の交付 特別永住者の方 住民福祉課住民係窓口で、特別永住者証明書の交付申請を行ってください。後日、同窓口にて特別永住者証明書を交付します。

●外国人登録証・写真1葉(縦4×横3cm、3か月以内撮影) 【申請できる人】原則として本人申請です。(16歳未満の方については、同居の家族が代理申請することができます) ●現在の外国人登録証 これまでどおり携行可能ですが、在留資格によって有効期間が決まっています。

○「永住者」の方 平成27年7月8日まで(平成24年7月9日の時点で16歳に満たない方は、16歳の誕生日または平成27年7月8日のいずれか早い日)

○「特定活動」の方 在留期間満了または平成27年7月8日のいずれか早い日

○「前記以外の在留資格」の方 在留期間満了の日(平成24年7月9日の時点で16歳に満たない方は、16歳の誕生日または在留期間満了日のいずれか早い日)

○「特別永住者」の方 次回カード更新日が、平成27年7月8日以前の方は平成27年7月8日まで、平成27年7月8日以後の方はカード更新日までです。

●カード等の事前交付申請 特別永住者証明書・在留カードの交付は7月9日以降ですが、事前交付申請は現在受付中です。事前交付申請を行うことにより、新在留管理制度の開始に合わせて新しいカード等を持つことができます。また、各ホームページでは、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の翻訳での案内も掲載されています。

○新入国管理制度(法務省入国管理局) [http://www.immi-moj.go.jp/newimmact\\_1/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmact_1/index.html)

○外国人住民に係る住民基本台帳制度(総務省) [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi-gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi-gyousei/c-gyousei/zairyu.html)

○外国人住民に係る住民基本台帳制度(総務省) [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi-gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi-gyousei/c-gyousei/zairyu.html)

問 住民福祉課 住民係

092-62628 または 入国管理局長野出張所 026-282-3617

町ホームページアドレスと メールアドレス

3月28日に町ホームページアドレスとメールアドレスが「町ドメイン」に変わりました。 ●ホームページアドレス <http://www.town.fujimi.lg.jp>

●メールアドレス \*\*\*\*\*@town.fujimi.lg.jp (\*\*\*)の部分に変更ありません。お使いのパソコン等ブラウザのブックマークや、メールアドレスの帳面に登録されている方は、新アドレスに登録しなおしていただくようお願いいたします。

※lg.jp ドメインとは、地方公共団体以外は取得できない専用の属性型ドメインです。

問 総務課 文書情報係

092-62621

